

Active Fukushi

第3号

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

●高齢者施設福祉部会 広報誌

アクティブ福祉

平成22年6月20日 発行



S P E C I A L R E P O R T

特集

昼夜オムツ“^{ゼロ}0”を実現

●誰しもが死ぬまで自分でトイレに行きたい

「オムツをしないほうが良いに決まっています」と要介護度5の意思表示ができないご利用者の代わりに奥さまが話してくださいました。職員がオムツをはずして介護をしますと告げた時は「オムツのままでもいいんです」と言われたご家族です。続けて「面会に行くと、職員

さんが「今日もトイレでできましたよ」と嬉しそうに話してくれるんです」と微笑みながら話してくださいました。きたざわ苑では、新たに入苑していただくご利用者も初日からオムツから解放され、昼夜オムツをしないで、ノーマルパンツでの生活が戻ってきます。

“オムツをしないこと” 人間の尊厳は

今自分がオムツをして介護されている姿を想像できるでしょうか。誰もか、死ぬまで自分でトイレに行って排泄したいと考えていることでしょうか。私たち介護の専門家は、このニーズに応えるべきなのです。ニーズの実現は誰のためにあるのでしょうか。オムツをするのがやむを得ないと考えるのは誰でしょうか。そして諦めさせるのは誰でしょうか。オムツはずしは当然といいつながら、オムツをはずす利用者とはさせない利用者を決定してしまうアセスメントをしていませんか。

●「生活の改善」ができてこそ介護専門職

介護職が専門家になるためには、理論と技術を習得することが重要であり、今の福祉教育の中では、オムツの交換技術は学んでも、オムツをはずす理論と技術は教えられてきません。そして、オムツ交換の回数、入浴の回数、食形態の種類や整容などを評価の基準にしている限りは、誰かの代わりに介護でしかないのです。介護職は、「生活の改善」ができてこそ、誰もが認める専門職となると考えています。きたざわ苑でのケアの基本は、「1日水分1500ml・常食での1500kcal・下剤を使わない自然排便・3.2kmに換算する運動」で、オムツゼロを実現しました。



●在宅復帰やターミナルケアにもつながる

「生活の改善」には、寝たきりから歩くことそして、在宅への復帰を視野に入れていきます。ご利用者の一番のニーズは、「住み慣れた居家で生活すること」です。このニーズに目をつぶることなく、「在宅・入所相互利用」制度(福祉リカレントの実現)を活用(現在6床15名)して実現しています。この考え方は、設備・運営基準の基本方針に「可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、(中略)自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない」と記されているからです。

この自立支援のケアはターミナルケアにも直結しています。最後の瞬間を家族に手を握られながら迎えた方は、昨年12名いらっしゃいました。最後まで尊厳ある生き方(ターミナルライフ)は、家族(ときには職員)に見守られるものです。

●社会福祉法人正吉福祉会 世田谷区立きたざわ苑
施設長 岩上 広一

CONTENTS

- 昼夜オムツ“0”を実現……………1
- 「アクティブ福祉in東京'10」でチャレンジ!! ……3
- 「福祉の空白」を認めて良いのか……………4
- 職種リレー 介護職
実践で生きる介護の魅力……………6
- 福利厚生情報かわら版 あくていぶ福利
社会福祉法人泉陽会職員互助会の活動……………7

アクティブ福祉 第3号

- 健康問題
1日の始まりは「荒川のお〜♪」……………7
- 心豊かな養護老人ホームこそ……………8
- 老朽化した軽費老人ホームの建て替え問題……………9
- ひと言!物申す!(第2回)……………10
- アンケートのお願い……………11
- 職場の“アクティブルさん”大募集!ほか……………12

「アクティブ福祉in東京'10」で チャレンジ!!

来る10月5日、いよいよ「アクティブ福祉in東京'10」が開催されます。
実行委員会及び、研究発表ワーキングチーム（以下、WT）のメンバーは、既に本格始動。
今年が目玉の1つは **“ポスターセッション”** です。



“ポスターセッション”とは全国老人福祉施設協議会主催の全国大会でも導入していますが、一般的に市販のポスター用紙（**縦120cm×横90cm大**）に、文章やイラスト、写真、図表、グラフ等で表現することを言います。

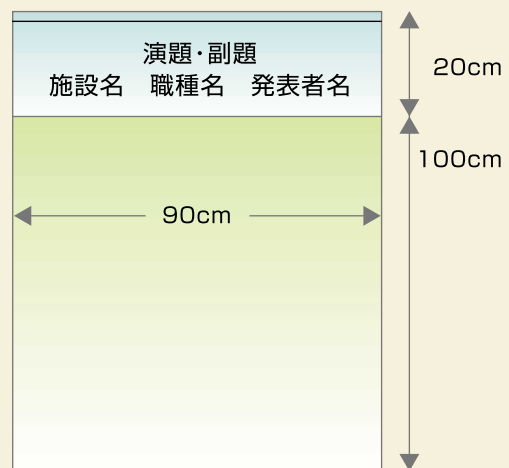
「アクティブ福祉in東京'10」の募集要綱にもありますが、研究の内容を分かりやすくまとめてあれば、掲示するスタイルやディスプレイも自由としています。

「パソコンは苦手」とか「パワーポイントが使えない」などでアクティブ福祉への参加に二の足を踏んでいた方も、あなたの情熱や創造力を「この1枚」に込めることで、取り組みの工夫や解決案が他の介護現場にとって改善のヒントや架け橋になるかもしれません。

そして、自分の想いと向き合える良い機会になるはずです。

「アクティブ福祉in東京'10」実行委員会はこれからも皆さまの新たな取り組み（CHALLENGE!!）を応援します。

●ポスター規格（イメージ）



※アクティブ福祉発表者募集要綱より引用

アクティブ福祉実行委員会（研究発表WT担当）

事務職員研修委員会	代表幹事	博水の郷	佐藤 朋巳
生活相談員研修委員会	代表幹事	つきみの園	玉川 弘美
機能訓練指導員研修委員会	代表幹事	江戸川光照苑	山田 泰史

「福祉の空白」を認めて

社会福祉法人 東京蒼生会 養護老人ホーム 万寿園
施設長 三神威男

寝たきり専用賃貸住宅

5月8日付の東京新聞で特集記事「看取りビジネス」を読んでショックを受けました。それは、寝たきりで、自力で飲食できない経管栄養の要介護者だけを入居対象としている「寝たきり専用賃貸住宅」のことを取り上げていました。入居者はコンサル会社と賃貸契約を結び、それとは別に診療所や訪問介護・看護サービス、福祉用具のレンタルなど、それぞれ別々の事業所と契約しますが、それらの事業者は、横のつながりを持ち、一体的に“ビジネス”を展開しているというものです。コンサル会社は、あくまで「アパートの管理人」という立場を主張しますが、これには多額の保険報酬や公金を吸い込む巧妙な仕組みが隠されています。問題のある「寝たきり専用賃貸住宅」ですが、介護に苦しむ家族の救世主として現れた「終の棲家」となっているのです。子育て中でパートの女性は、脳内出血で倒れた母親が病院からも早期の退院を迫られ、病院に泣きついたが、特別養護老人ホームも老人保健施設も難しいと言われた。ようやく紹介してもらったのが、ここだったのです。

貧困ビジネス

不況と経済困窮が進む中で、生活困窮者をターゲットにしたいわゆる「貧困ビジネス」がまかり通っています。専門家は「貧困ビジネス」を「貧困層をターゲットにして、貧困からの脱却に努力することなく貧困を固定化するビジネスを指す」と定義しています。また「本来公的な施策で守られるべき人が、放置されているだけでなく、それを市場にしてお金にする人が出てきたというのが、貧困ビジネスの実態である」といっています。

「たまゆら」の教訓は生きているのか

群馬県渋川市の「静養ホームたまゆら」の火災によって多くの死亡者が出た報道で、身寄りや行き場のない独り暮らしや要支援・

良いのか

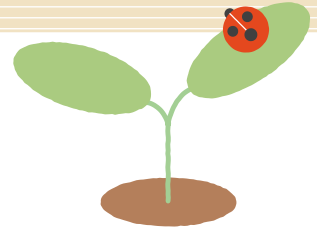
要介護の高齢者が、関東地方を中心に高齢者向け住宅などで暮らしていることが明らかになりました。悲劇は、家族や地域との絆を絶たれた晩年の孤独、認知症の発症、貧困、そして高齢者福祉制度が社会の高齢化に追いついていない現状を浮き彫りにしました。この解決に厚生労働省は、低所得の状況にあり、特に、要介護度は低いものの見守り等が必要なため居宅において生活が困難な低所得高齢者の受け皿に設置基準を緩和した「都市型軽費老人ホーム」を創設しました。都市部の地価等の影響により高額で利用しにくかった利用料を抑えるために住環境を縮小したのです。何故、大都市の住民は、劣等処遇を容認しなければならないのでしょうか。2035年には65歳以上の人口は30%超となり、東京は高齢化が急速に進むといわれています。特別養護老人ホームへ入所を希望する待機者は、増加の一途で、入居は数年待ちとなり、また、セーフティネット機能を持つ養護老人ホームの新設整備は皆無の状況の中で、将来への不安を訴える高齢者が「長生きなんてしたくない」と訴えています。日本国憲法第13条は、個人の尊厳を維持し、生命、自由、幸福を追求する権利を「最大限に尊重する」と定めています。また、25条では「健康で文化的な最低限の生活」を営む権利が保障されています。人には、貧困から脱して人間らしく生きる権利があり、行政にはそれを実現する責任があるのです。

私たちは問題提起を発信する責任がある

私たち高齢者福祉事業に携わる者は、日常業務の中で利用者個々人のニーズを通じて、ニーズがありながらサービスが提供されない原因は何か、どのような支援の組み立てをすべきか、どのような福祉制度が社会資源が必要かなど問題提起を発信する能力を持ち、具体的な課題提起が施策化されるよう行政当局に働きかけ、東京の福祉を向上させるような努力をすることも私たちの重要な役割と思います。高齢者の「終の棲家」のあり方について問い続ける視点を持ち、問題を投げかけ続けることが求められているのです。

職種リレー 介護職

実践で生きる介護の魅力

●『洋服がなくなる』という
ご利用者に入浴してもらうには？

私は介護の魅力のひとつに『認知症利用者の対応を考える楽しさ』があると思っている。

例えば「洋服がなくなるからお風呂には入らないし、着替えもしない」というご利用者がいる。

“この時のニーズは何なのか？”

まずこれを考え、そのニーズに添った対応を考えていくのが、実に楽しいのである。

『実に楽しい』とは、私自身が思っていることであるが、介護職員全員にそう思ってもらいたいし、そう思ってもらわなくては意味仕事にならない。

「洋服がなくなる」に対し、事実をストレートに返答をするのであれば「いいえ、そんなことはありません。きちんと洗濯し返却しています。あなたの勘違いですよ」となるであろう。もちろんこれでご利用者が納得するはずはない。

ご利用者に限らず、自分だったらどう思うかを考えると、やはり納得はしないと。よく振り返ってみれば、自分の勘違いで人に文句を言った経験は誰しもあるはずである。私自身も家族や友人に対して勘違いから、強く当たってしまったことを思い出し、今更だが『申し訳なかったなあ…』なんて思うこともある。

被害妄想と勘違いはもちろん別ではあるが、近いものもあると思えて仕方ない。つまり勘違いしていたことに気づかない限りは、その人にとってみれば勘違いしている内容が事実なのであるということ。

「いいえ、あなたの勘違いです」これではご利用者は余計に興奮し二度と入浴しない可能性すら出てくる。

●アイデアは腕の見せどころ
考えることこそ介護の魅力

サービスマナーでも重要視されるコミュニケーション技術だが、相手の話をよく聞き、まずは訴えている気持ちに寄り添うことが大切。『傾聴』とはよく言ったものだ。

しかし、寄り添って傾聴しているだけで、そのご利用者が入浴するわけではない。ここからが介護の腕の見せ所なのである。腕と言っても技術ではない。“発想”である。

「洋服がなくなる」というご利用者を自分に置き換え、そのご利用者の立場で、『何がどうなったら自分は納得するか?』をとことん考えるのである。

もちろん考えたことがうまくいかないこともある。しかし、考えに行き詰まって落胆するのは良くない。ニーズがある以上そんな行き詰まっている時間もないはず…。次にまた別の方法を考えれば良いのである。

現場でそのご利用者に行った対応としては…『入浴終了までに洗濯し、居室のそのご利用者が常に確認できる場所に干す』。もちろん細かいポイントはいくつかあるが、書ききれないのでこのへんで…

結果、このご利用者は納得し、毎回ではないが入浴回数が増えてきている。実際の対応はごく単純なことではあるが、この単純なことが難しいのかもしれない…。いかにして、その単純なことを導き出していくかは難解なパズルを解く感覚に似ている。

その考えることこそが私にとって介護の楽しさであり、介護職員の魅力のひとつである。

●社会福祉法人はるび

特別養護老人ホームはるびの郷

介護係長 徳山 滋久

社会福祉法人泉陽会職員互助会の活動

～気兼ねなく海外旅行も^^♪～



●中国四千年の秘薬を求めて～中国 上海の神社にて～

東京・練馬区にある社会福祉法人泉陽会では、職員互助会による暑気払いや忘年会、バーベキューなど、職員の福利厚生の充実に力を入れています。

中でも、職員旅行は、互助会に4名以上で申し込むと、1人1万円の補助金が支給され、職員同士で旅行を楽しめます。昨年は、グアム、台湾、中国などの海外旅行の他、北海道や長野県などで温泉やスキ



ーを楽しんだり、銀座久兵衛や料理の鉄人の店などを食べ歩くグルメツアーも好評です。

北海道旅行を楽しまれた第二光陽苑の生活相談員の羽田竜太さんは、「仕事のことを忘れて楽しめた旅行は、仕事へのパワーの源になりました」と、2台ある携帯電話の写メを見ながら心強く語ってくれました。

このように、泉陽会は、職員相互の親睦はもちろん、職員個々のモチベーションアップにもつなげようと努力されていることがわかります。

果たして、今年度職員の皆さんは、どんな旅行を楽しまれるんでしょう。



●「思いっきり楽しみました」と話す羽田さん(写真右)～北海道 旧道庁前にて～

1日の始まりは「荒川のあ～♪」

健康問題



●体操中は笑顔が絶えません

通所された方全員の健康チェックが終わると体は自然にテレビのある方を向き、65型の画面に映し出される映像と軽快な音楽とともに「荒川ころばん体操」が始まります。

センターで活動的な1日を過ごす前の準備体操として、入浴中でない限り皆さん参加され、お手本となるテレビ画面に集中し、映像の動きに合わせな

がら手足を元気に動かしています。

特に、「荒川のあ～♪荒川のら～♪…」のフレーズでは、大きな歌声に合わせながら、空中に足で「あ」「ら」…の文字を力一杯大きく描いています。

「荒川ころばん体操」は荒川区と区内大学が共同開発した、荒川区独自の転倒予防体操ですが、今後もセンターで継続することで、利用者の皆さんが住みなれた我が家で、健康で活力のある生活が送れることを願っています。



●立っていても座っていても一生懸命です

●社会福祉法人 上宮会 サンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター
主任生活相談員 鋒崎 信治



心豊かな 養護老人ホームこそ

社会福祉法人浴風会 養護老人ホーム浴風園
園長 倉島 傳

《高齢社会の格差》

「世界一の高齢社会到来。福祉の普遍化によりホテルコストなど応分の費用負担が必要」とこんな声の中で介護保険が開始して10年が過ぎました。その後、メディアは私たちに一流ホテルのような介護付高齢者住宅や高級有料老人ホームの華やかな話題を提供しました。2025年、日本に24兆円の介護市場が誕生するという。いつの間にか高齢者福祉は企業化、市場化の道を加速しています。

一方、ばら色の未来図とは裏腹に「たまゆら火災」を象徴とした貧困ビジネスの台頭などの隠れていた格差問題が表出してきました。

《知られていない事実》

元来、高齢者の福祉とは尊厳を持った老い方の探求や高齢者が生きいきと安心して暮らせるように地域ぐるみで支えあうことでした。そして老後生活が心豊かで安らかであって欲しいと誰もが願うものでした。ところが、今や年金や医療等で必要以上に老後不安を加速させています。

とりわけ大都市では、地域とのつながりを喪失した「無縁社会」といわれる中で「孤立」したままで「無縁死」を迎える高齢者が後を絶ちません。何故養護老人ホームに入れなかったのか。恐らく当人はその存在すら知らなかったと思います。

例えば、①養護老人ホームを検索すると特別養護老人ホームと混同されて表示。②近隣関係が希薄な大都市部の独り暮らし高齢者自身がその存在を知らない。③年金150万円余の方も入居できることを知らない。(国民年金満額=79万2千円)

《需要は縮小しているか》

「全体として、東京都における養護老人ホームの需要は縮小していく傾向にあります《東京都保健福祉計画21~23年版》」とある。これに疑問を持たざるを

得ません。都においてこの10年間で単身高齢世帯が6割増、非正社員や自営業であった人は生活保護基準より低い国民年金受給者(月額66,000円)です。家賃を払って在宅で生活することは不可能です。

先般3月の全国課長会において「高齢単独世帯が急激に増加し、これらの約半数が年収150万円未満の低所得の状況にある・養護老人ホーム・軽費老人ホームの計画的な整備を進められたい」と厚労省から方針チェンジの説明がありました。

《すべての人のための施設に》

養護老人ホームの現実の姿は、本誌創刊号「東京の養護老人ホーム」三神氏の指摘のとおり多様なニーズを持った利用者に対して、一貫して当初の老人福祉の理念を軸に支援しています。しかし、次のとおり私たち自身が課題解決に向かって行動することが必要です。①養護老人ホームの今をメディア等に発信して高齢者の理解を高める。②行政に対して法に基づいた実態把握を要請する。③施設自らも「真の待機者」の実態把握が必要。

先月閣議決定した「2009年版高齢社会白書」に「特に加速的に増えると見られる都市部の独り暮らしのお年寄対策の必要性」を強調しています。迷走を続けるグローバル化世界、政治・経済・社会保障状況。この荒涼とした原野に身を晒された高齢社会の不安の中、ある日、心豊かな養護老人ホームの存在を知り得たら、高齢者にとって緑あふれる沃野と感じるに違いありません。

「『高齢者』と位置づけなくとも、同じ時期に生きている人間です。若者、高齢者と分けなくとも、昔から続く一本の道をただ順番に歩いているのです…一足早く、私達のご案内しましょう。ワルツでも口ずさみながら…」

人絶えることなき道を虹の立つ

(利用者k子さんの投稿から)

老朽化した 軽費老人ホームの 建て替え問題

社会福祉法人 東京弘済園 ケアハウス弘陽園
副施設長 市川 努

軽費老人ホームから 複合型ケアハウスへの転換

当法人では、築後44年という経年による老朽化が著しい軽費老人ホームA型(定員:50名)の建て替えを機に、地域の多様な介護ニーズに対応した多機能複合施設として、介護型ケアハウスを中核に新型特養及び短期入所を併せた、新施設の建築計画の検討を進めていた。

しかし、その後、従来の施設整備補助金制度は廃止され、新たな交付金制度の仕組みが創設されるなど、施設整備補助を取り巻く状況が不透明な時期での計画推進となった。

施設整備に対する公的な補助金が大幅に減額になったことから、当初の資金計画は見直しを余儀なくされ、最終的に交付金の対象である介護型ケアハウス(定員40名)と対象外の一般型ケアハウス(定員20名)を併せて、一体的で安心と安全を提供する複合型ケアハウスの整備に計画変更し、平成20年4月に開設した。

転居希望者への対応と対策

建て替えに際し、現利用者の意向調査を実施しところ、経済的な不安から新施設への移行希望者は10名程度で、その他の利用者は別の施設への転居を希望されたため、市や他の施設の協力を得て段階的に転居を開始した。(別表参照)

しかし、建て替えの場合には補助金の内示が不確定な状況の中で、利用者の転居等を始めなければならないため、最悪の場合は事業の一時廃止も考慮したうえで、計画を進める必要があった。

運営費の減収対策

新施設移行の5年前より新規利用者の受入れを停止し

たうえ、東京都の指導では、年度当初の利用者の在籍数を基に当該年度は介護職員を配置しなければならず、年度途中で利用者の転居等に伴って生じる運営費の減収は、施設や法人の財政上の負担が大きく、介護職員の非常勤化等、人件費の柔軟的且つ効率的な減収対策が必要である。

これからのケアハウスの在り方

在宅サービスの充実が進んだとしても、今後ますます介護サービスを必要とする一人暮らしの高齢者が増加することは間違いなく、自宅、施設以外の多様な「住まい方」を提供するケアハウスへの期待は大きい。

特に「特定施設入所者生活介護」の指定を受けた介護型は特別養護老人ホームなどの施設サービスを利用できない要介護者の受け皿として、また、要介護状態になってからも、他に移ることなく「自宅」同様の生活を継続して送ることができる「住まい」の在り方として、今後もニーズは高まっていくと思われる。

しかし、一方で建築費や運営費の補助金等が増えないなか、建て替えに伴って利用料が高額になり、文字通りの「軽い費用」での利用がますます困難になってしまうことが果たして良いのだろうか？

退所及び減員の推移

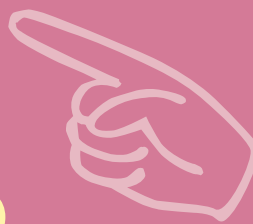
(単位:人)

年度	入居	退所者数					年度未数
		入院	他施設転居	家族引取り	死亡	計	
15						50	
16	1	4	2	3	1	10	41
17		1	5	1	3	10	31
18	1		17		2	19	13
19			5		1	6	7

※他施設転居者の内訳：特養3、養護5、軽費A13、ケア3、有料2、GH1、老健2

ひと言!
物申す!

連載 2



あなたは

介護職員の
医療行為

賛成or反対

たんの吸引や経管栄養は医療行為とされてきましたが、施設内の医療安全体制の整備やケアに携わる看護職員・介護職員への研修実施など、一定の条件を満たした場合は、介護職員による口腔内吸引および経管栄養の一部実施が、違法性が阻却される行為であるとして、4月1日「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取り扱いについて」(厚生労働省医政局長通知)にて示されました。そこで、現場の意見を聞いてまとめてみました。皆さんはどうお考えでしょうか?

賛成

- 介護職員の行為が明確になった。(CW)
- 利用者の身近にいる介護職員が迅速に行えた方が良い。(NS)
- 研修を受けている介護職員が実施出来れば緊急時の対応も困らない。(NS・CW)
- 看護職員の人員が確保できない中で、介護職員も技術を向上していかななくてはならない。(SW)

反対

- 介護職の負担が増え責任も増すが、介護職が納得できる環境(報酬)は整備されるのか不安。(CW)
- 自分だったら看護職に行ってもらいたい。(SW)
- 今回の内容だけでは、不十分と思うので、これで終わりではなくこの先も議論してほしい。(CW)
- 介護職員の力量の確認が施設まかせで何かあったときに不安がある。(CW)

アンケートのお願い

東京都社会福祉協議会 高齢者施設福祉部会
部会広報誌『アクティブ福祉』編集委員会宛

FAX:03-3268-0635

高齢者施設福祉部会広報誌『アクティブ福祉』はいかがでしたか?今後のより良い広報誌づくりの参考とさせていただきますので、ぜひアンケートにお答えいただき、ご意見ご感想をお寄せください。

※このページを切り取るかコピーをして、上記宛て先までFAXにてお送りください。

【あてはまる項目に○をしてください】

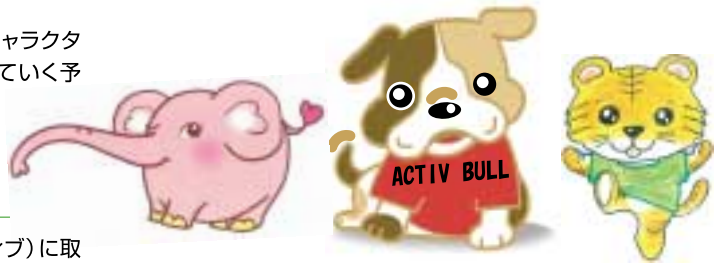
- ①性別 男・女
- ②年齢 10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代以上・その他
- ③職種 施設長(管理職)・介護職・看護職・生活相談員・事務職・利用者(家族)・学生・行政職・その他()
- ④入手先 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム(ケアハウス)・デイサービス・在宅介護支援センター・地域包括支援センター・学校・行政・社協・その他()
- ⑤発行回数(年3回)は適当だと思いますか? はい・いいえ
- ⑤-2 「いいえ」とお答えした方にお聞きします。年何回発行なら適当だと思いますか? 1回・2回・4回・5回以上・その他()
- ⑥デザインはいかがですか? よい・ややよい・やや悪い・悪い
- ⑦内容はいかがですか? よい・ややよい・やや悪い・悪い
- ⑧積極的に広報誌を読む機会がありますか? はい・いいえ
- ⑧-2 「はい」とお答えした方にお聞きします。広報誌が読みやすくなる工夫をしていたら教えてください。(例:職員会議で回覧している など)
- ⑨今後、載せて欲しい内容がありましたらお書きください。
- ⑩その他、ご意見・ご感想などご自由にお書きください。

★ご協力ありがとうございました!(メ切:2010年10月20日)

職場の

“アクティブさん”大募集!

広報紙『アクティブ福祉』では、3つのマスコットキャラクターにちなんで、職場で活躍している方々をご紹介していく予定です。ご紹介させていただいた方には、記念品(図書カード1000円分)を贈呈いたします。たくさんのご応募お待ちしております。



【募集項目】

- (1)アクティブさん:仕事に対して積極的(アクティブ)に取り組んでいる方
- (2)トライさん:概ね3年未満の新人または他の職種から転職された方で、自分なりに何かに挑戦(トライ)している方
- (3)ながいきするぞうさん:概ね年齢が60歳以上または経験が30年以上の方で、仕事をバリバリこなしている方

【募集方法】

下記項目とお顔写真を、郵送またはメールにて編集委員会までお送りください。

自薦・他薦は問いません(ただし、他薦の場合は必ずご本人の許可をいただいたうえでご応募ください)。

●応募資格

東社協・高齢者施設福祉部会の事業所で働いている方

●記入事項

- ①どの項目(アクティブさん、トライさん、ながいきするぞうさん)に応募するか
- ②所属施設・事業所名
- ③施設・事業所所在地・電話番号
- ④お名前(他薦の場合は、推薦者のお名前も)
- ⑤年齢
- ⑥職種
- ⑦経験年数

⑧自薦・他薦の理由(100~200字程度)

●写真

お顔が大きくはっきり写っているものをお送りください。デジタルデータ、紙焼きどちらでも構いません。紙焼き写真のご返却を希望される方はその旨お書き添えください。

●宛て先

<メールの場合>

kourei@tcs.w.tvac.or.jp

<郵送の場合>

〒162-8953

東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ5階

東京都社会福祉協議会 高齢者施設福祉部会 「アクティブ福祉」編集委員会 (締め切り)

2010年9月15日(火)必着

【選考・発表】

編集委員会において選考し、部会広報誌「アクティブ福祉」にて発表いたします。

なお、いただいた個人情報・写真は選考においてのみ使用させていただきます、他の目的で使用することはありません。

TOPICS

韓国との交流が始まります!

高齢者施設福祉部会は2010年5月より、韓国・京畿道(キョンギド、けいきどう)にある高齢者福祉施設の団体と相互交流を行うことになりました。京畿道は韓国の首都ソウル特別市をとりまく形で広がっており、多くの高齢者福祉施設があります。具体的な活動内容はこれからですが、地理が近く、歴史上の関わりも深い、同じ介護保険制度を持っている国同士、職員の研修や意見交換などさまざまな取り組みを行っていく予定です。



5月26日、韓国から23名が来日し、東社協会議室にて調印式が行われました。

編集

新年度がスタートして早2ヶ月経過しました。事業所によっては新任職員を迎えて、アクティブにトライに、取り組んでいることと思います。

さて、第3号アクティブ福祉の発行にあたっては、前回までの内容について他方面から忌憚のないご意見・要望をお寄せ頂きありがとうございました。この4月で10年が経過しました。今後ますます独り暮らしの高齢者、認知症高齢者が増大していく中、まさに利用者本位の質の高いサービスを提供するために、今号の内容は、次期報酬改定に向けての、大きなヒントになり得るのではと思います。

後記

今後さらに、介護現場での介護と医療の連携や、皆さんが直面する課題や、やりがいの向上に繋がるようにアクティブ福祉がひとつの情報の架け橋になればと広報委員一同願っています。

池袋敬心苑 肥後 義道